

# 加世田ホテルよしや

## 《ご利用規則(Rules Conduct)》

ホテルの公共性とお客様の安全の為、宿泊約款第 10 条の定めにある通り、快適な御宿泊をいただきます為に、下記の規則をお守り下さいますようお願い致します。この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第 7 条により、宿泊のご継続及び館内諸施設の利用をお断りする事もあります。

### 記

- (1) 客室を宿泊及び飲食以外の目的にご利用される事は、堅くお断り致します。
- (2) 外来者の方の入室は堅くお断り致しておりますので、面会・商談は 1 階ロビーをお願い致します。
- (3) 御宿泊登録者以外の方の御宿泊は堅くお断り致します。
- (4) 廊下及び客室内でアイロン及び暖房用、炊事用などの火気のご使用はお断り致します。
- (5) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないで下さい。
- (6) 館内及び客室内の備品を所定の場所からみだりに移動、許可なく変更・加工なさらないでください。
- (7) ホテルの外観を損なう様な物を窓側に陳列しないで下さい。
- (8) 館内に次の如き物をお持ち込みなさらないで下さい。
  - イ. 愛玩の動物、鳥類等
  - ロ. 悪臭を発する物
  - ハ. 常識的な量を超える物品
  - ニ. 許可のない鉄砲、刀剣等
  - ホ. 発火又引火しやすい火薬、摘発油類等
- (9) 館内及び客室内での高声、放歌及び喧騒な行為、その他で他人に嫌悪感を与えたり、迷惑を及ぼしたり、又、賭博や公序良俗に反する行為を為さないで下さい。
- (10) 館内で他のお客様に、広告物の配布や物品の販売等をなさらないで下さい。
- (11) 廊下やロビーなどに所持品を放置なさらないで下さい。
- (12) 未成年者のみの御宿泊は特に保護者の許可のない限り、お断り致します。
- (13) 現金・貴重品等は必ず身につけてお出かけ下さい。万一、室内における紛失・盗難につきましては、当ホテルは責任を負いかねます。
- (14) お忘れ物・遺失物の処置は、法令に基づいてお取り扱いさせていただきます。
- (15) 都合により、ご到着時にお預かり金を申し受けることがございますので、ご了承ください。
- (16) 旅行切手以外の小切手以外でのお支払いには応じかねますので、ご了承ください。
- (17) 御宿泊の日程を変更なさる場合は、ホテルフロントに予めご連絡下さい。
- (18) 御宿泊の日程を延長なさる場合は、それまでのお勘定お支払い下さい。
- (19) 客室のルームキーを紛失された場合には、ルームキーの作成費用として 10,000 円御負担いただきます。
- (20) 泥酔者のお風呂の御利用をお断りします。
- (21) 宿泊料金は朝食の有無に関わらず返金致しません。

## 《宿泊約款 1 (Terms And Conditions For Accommodation Contracts)》

### 適用範囲

- 第 1 条 当ホテルが宿泊客との間で締結する、宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定める所によるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが法令にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### 宿泊契約の申し込み

- 第 2 条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
- (1) 宿泊名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が宿泊中に前項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあった物として処理します。

### 宿泊契約の成立等

- 第 3 条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した時は、この限りではありません。
2. 前項の規定により、宿泊規定が成立した時は、宿泊期間(3日を超える時は3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定まる申込金を当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しない事とする特約

- 第 4 条 前条 2 項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しない事とする特約の応じることがあります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 宿泊契約締結の拒否

- 第 5 条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。
- (1) 宿泊しようとするも者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）であると当ホテルが認めるとき。

- (2) 宿泊しようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると当ホテルが認めるとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のあるもの。
  - (4) 宿泊しようとする者が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が当ホテルもしくは、その従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。
2. 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないものとします。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
  - (2) 満室により、客室の余裕がないとき。
  - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定・公の秩序もしくは、善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
  - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められたとき。
  - (5) 宿泊に関して、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (6) 天災・施設の故障・その他やむを得ない事由により宿泊させる事ができないとき。
  - (7) 宿泊しようとする者が、泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあるとき、及び宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (鹿児島県旅館業法施工条例第5条の規定に基づく)

### 宿泊者の契約解除権

第6条 当ホテルは、宿泊者が次の事由に該当すると判明した場合、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 暴力団等反社会的勢力
- (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
- (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する物のあるもの
- (4) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (5) 当ホテルもしくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、また合理的範囲を超える負担を要求したとき。

2. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除するものとします。

当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部、又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます。）は、別紙第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊者が宿泊契約を解除した時の違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。

3. 当ホテルは宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし処理することがあります。

### 「宴会利用契約」締結の拒否及び解除

当ホテルは、次に掲げる事由に該当すると当ホテルが認める場合においては、宴会利用契約の締結に応じないものとします。また、宴会利用契約を締結した後に該当すると判明した場合は、契約を解除するものとします。

宴会等に参加する利用客の中に次の事由に該当するものがあるとき。

- (1) 暴力団等反社会的勢力
  - (2) 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体
  - (3) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する物のあるもの
2. 当ホテルの他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  3. 当ホテル若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、または合理的範囲を超える負担を要求したとき。

#### 当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除するものとします。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
  - (2) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
  - (3) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
  - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊することが出来ないとき。
  - (5) 宿泊しようとする者が泥酔者等で、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす恐れがあると認められるとき、及び宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。  
(鹿児島県旅館業施工条例第5条の規定に基づく)
  - (6) 寝室での寝たばこ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る)に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス当の料金はいただきません。

#### 宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の指名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国及び入国年月日
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金支払いを、旅行小切手、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

#### 客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、当日午後3時から翌日午前11時までとします。

ただし、連続で宿泊する場合においては、到着日出発日を除き、終日使用する事が出来ます。

2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず、同項の定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 午前11時～午後3時 1時間/1,000円
  - (2) 午後15時以降 基本宿泊料100%
3. 前項の室料相当額は、基本宿泊料の70%とします。

#### 利用規約の遵守

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

第 11 条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付パンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディクトリー等でご案内いたします。

(1) フロント・キャッシャー等サービス時間

(イ) 門限（ロビー 1 階正面玄関）

門限はございませんが、防犯の関係上 12:00 になりますと施錠致します。12:00 以降は、インターフォンの対応となりますので予めご了承下さい。

(ロ) フロントサービス 24 時間（但し、午前 1 時から午前 6 時までは電話対応となります。）

(2) 飲食等(施設)サービス時間

(イ) 朝食 午前 7 時 00 分～午前 9 時まで（ 1F フロント横食堂 ）

(ロ) 夕食 午後 6 時 30 分～午後 8 時 30 分まで（ 1F フロント横食堂 ）

(3) 附帯サービス施設時間

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には、臨時に変更することがあります。その場合には、適当な時間をもってお知らせします。

## 料金の支払い

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内約及びその算定方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際、又は当ホテルが請求した際、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

## 当ホテルの責任

第 13 条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた場合は、損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万が一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供が出来ない時の取り扱い

第 14 条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2. 当ホテルは前項の規定に関わらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供出来ない事について、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償を支払いません。

## 寄託物等の取り扱い

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかった時は、当ホテルは 5 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

### 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡しします。

2. 宿泊客がチェックインした後、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホテルは該当所有者に連絡をすると共にその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合、又は所有者が判明しない時は、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3. 前 2 項の場合における、宿泊客の手荷物は又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 の場合にあつては、前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。

### 駐車場の責任

第 17 条 宿泊客が当ホテルの駐車場を利用になる場合、車両のキーの委託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によっては損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 18 条 宿泊客の故意又は、過失により当ホテルが損害を破ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

### 別表第 1. 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

1. 基本宿泊料はフロントに掲示する料金表によります。
2. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

	不泊	当日	前日	2 日前
宿泊客が支払う総額	100%	100%	50%	30%

### 10 名様以上の御宿泊予約をキャンセルされる場合

	不泊	当日	前日	2 日前～7 日前	8-20	21-30
宿泊客が支払う総額	100%	100%	50%	30%	20%	10%

(注)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮に数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金をお支払いいただきます。

お支払い方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金前払い制</li> <li>・クレジットカード NICOS VISA MasterCard DC UFJ JCB</li> </ul>																																			
キャンセル料金	<table border="1" data-bbox="320 434 1441 658"> <thead> <tr> <th colspan="2">申込人数</th> <th>不泊</th> <th>当日</th> <th>前日</th> <th>2日前</th> <th>7日前</th> <th>20日前</th> <th>30日前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>14名様まで</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">団体</td> <td>15~30名様</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>31名様以上</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>80%</td> <td>50%</td> <td>30%</td> <td>20%</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1) %は基本料金に対する違約金の比率です。</p> <p>注2) 違約日数が短縮した場合はその短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。</p> <p>注3) 団体客(15名以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後)にお申込みをお引き受けした場合には、そのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる)にあたる人数については、違約金はいただきません。</p>	申込人数		不泊	当日	前日	2日前	7日前	20日前	30日前	一般	14名様まで	100%	100%	50%	30%				団体	15~30名様	100%	100%	50%	30%	20%			31名様以上	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%
申込人数		不泊	当日	前日	2日前	7日前	20日前	30日前																												
一般	14名様まで	100%	100%	50%	30%																															
団体	15~30名様	100%	100%	50%	30%	20%																														
	31名様以上	100%	100%	80%	50%	30%	20%	10%																												
お子様料金	<table border="1" data-bbox="320 1122 1482 1319"> <thead> <tr> <th>お子様の年齢</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3才以上の幼児</td> <td>1,000円(税別)</td> </tr> <tr> <td>小学生</td> <td>2,000円(税別)</td> </tr> <tr> <td>中学生以上</td> <td>大人料金</td> </tr> </tbody> </table> <p>注) お子様でもベッドを1人で使用する場合は、大人料金となります。 大人の人数に含めてご予約をお願いします。</p> <p>★お子様料金について(添い寝の場合)お子様のアメニティは、フェイスタオルと歯ブラシのみです。</p> <p>3才未満のお子様・・・無料。</p>	お子様の年齢	料金	3才以上の幼児	1,000円(税別)	小学生	2,000円(税別)	中学生以上	大人料金																											
お子様の年齢	料金																																			
3才以上の幼児	1,000円(税別)																																			
小学生	2,000円(税別)																																			
中学生以上	大人料金																																			

本規則は、平成28年7月1日より施行します。

(制定)平成28年7月1日